

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外 川 正
被告 社会保険診療報酬基金
一九九七年八月六日
右原告訴訟代理人
弁護士 山 中 邦 紀
弁護士 佐々木 良 博
盛岡地方裁判所民事部 御中

求釈明書

1 被告は、準備書面において、「再評価検査」という用語を繰り返し使用しているが、それぞれについてその意味を明らかにして頂きたい。
すなわち、算定告示「D002歯周組織検査3再評価検査」が規定する再評価検査を意味するものとして使用しているのか、それに限らず治療計画の立案や修正のために行われる「再評価（再診査）」のための検査を意味するものとして使用しているのか、について明らかにして頂きたい。

2 歯周治療用装置として保険点数が算定されるための具体的な要件について、被告の見解を明らかにして頂きたい。なお、原告は、1997年5月8日付準備書面において、右具体的な要件の主張を行っているところであり、被告において原告の主張する要件を認めるのか否か、認めない場合は被告の主張する要件を具体的に明らかにされたい。

3 被告は、A子患者についてはBク（過剰と認められる処置）、B子患者及びC子患者についてはDク（不適當と認められる処置）を本件減点査定の理由としている。

しかし、本件訴訟における被告の主張を見ると、原告の行った被覆冠がそもそも歯周治療用装置とは認められないことをもって減点査定の理由としているように思われる。そうであるとすると、減点査定の理由は、いずれもAク（適応と認められない処置）となるのではないかと思われる。

そこで次の点について釈明を求める。

1) 「過剰と認められるもの」、「不適當と認められるもの」、「適応と認められないもの」とは、それぞれいかなる場合を言うのかを明らかにされたい。

2) 被告は、本件減点査定の理由を、A子患者についてはBク（過剰と認められる処置）、B子患者及びC子患者についてはDク（不適當と認められる処置）と主張するのか、いずれについてもAク（適応と認められない処置）と主張するのかについて明らかにされたい。

3) 又、前者の主張である場合は、「過剰」、「不適當」とする理由を具体的に明らかにされたい。後者の主張である場合は、本件訴訟に至って減点査定の理由を変更する理由を明らかにされたい。

